

## 【市税条例の一部を改正する条例の設定】

### （質問）

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について伺います。今回の改正は、地方税法等の改正に伴うもので、主な内容は、個人市民税の特別税額控除に係る規定の整備と、固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等とのことです。そのうち、個人市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に関して伺います。今回の定額減税は、令和6年度分の個人住民税について、所得割の額から定額を控除することと、その控除額は、本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族1人に付き1万円の合計額とのことです。定額減税については、ここ数日も各種メディア等でも取り上げられていますが、まずは、あらためて控除の方法やスケジュールを、1回の税額から控除しきれない場合のことも含めて、市民税の徴収方法ごとに詳しく教えて下さい。また、徴収方法によって異なるかと思いますが、市民（納税者）への周知は、いつから、誰が、どのような形で、行われる予定なのか、教えて下さい。

### <答弁>

控除の方法やスケジュールは、徴収方法によって異なります。まず、給与から税額を差し引かれる、いわゆる「特別徴収」の場合は定額減税適用後の税額を、6月分は徴収せず、7月分から来年5月までの11回に分けて徴収します。また、納付書や口座振替でご納付頂く、いわゆる「普通徴収」の場合は6月の第1期分の納付額から定額減税額を控除し、なおも控除しきれない場合は、8月の第2期分の納付額から順次控除します。公的年金から税額を差し引かれる、いわゆる「年金特別徴収」の場合は、10月分の支給額から定額減税適用後の税額を徴収し、なおも定額減税が控除しきれない場合は12月分の支給額から順次控除します。

次に、制度の周知については、4月に市ホームページに徴収方法ごとに区分した説明文を提出するとともに広報とよなか6月号でもお知らせしているところですが、各個人の減税額については、「特別徴収」の場合は5月下旬に送付する「決定通知書」に、また「普通徴収」や「年金特別徴収」の場合は6月上旬に送付する「納税通知書」に記載されます。

### （質問）

徴収方法やスケジュールを含め制度の内容については、市ホームページや広報とよなか、各通知書で周知されるとのことと、これらの周知でどれくらいの方が制度の把握や理解をされるか分かりませんが、可能な限り、広く把握や理解が行き届くように、ご尽力頂きたいと思います。

さて、今回の定額減税で、個人市民税の減収は総額どれくらいとなるのでしょうか。また、国から減収分は補填されると思いますが、市が減収分を一時的にでも立て替えなければならないといったことはないのでしょうか、国からの補填のスケジュールを教えてください。一方、今回の定額減税を実施するために、市として、税システムの変更や作業員の雇用などで別途、歳出が発生することはないのでしょうか。あるとすれば、どれくらいの歳出が発生するのか、その分も国が補填してくれるのか、教えてください。

<答弁>

令和6年度当初予算において、定額減税による減収は約19億1000万円と見込んでおり、国から減収補填交付金として全額補填されます。補填のタイミングは、4月末に総額の約2分の1にあたる約9億円が交付済で、残りは9月の予定であることから、本市の資金管理への影響には一定の配慮がなされていると考えています。

次に、今回の定額減税実施にかかる経費については、システム変更費用が約800万円発生しますが、これは国からの補填はなく、市の負担となります。

(質問)

定額減税の減収分は、国から全額補填され、補填のタイミングも本市の資金管理への影響に一定の配慮がなされているということで理解しました。一方で、定額減税実施にかかる経費として、約800万円のシステム変更費用が発生するものの、こちらについては国からの補填がなく、市の負担となるとのことで、国の事業であるにもかかわらず、釈然としませんし、国には意見や問題提起をしても良いのではないかと思います。そもそも、自治体の費用負担や職員の方々の手間などを考えると、定額で減税するよりも、定額を給付する方が、メリットが大きいように思うのですが、市にとって、給付よりも減税の方がメリット及びデメリットとなることがあれば教えて下さい。同様に、市民にとって、給付よりも減税の方がメリットとなることがあれば教えて下さい。最後に、国が定額給付ではなく、定額減税にしたねらいについて、本市としてはどのように受け止められているのか、率直な見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず、自治体としては、給付の場合、諸手続きにかかる事務が発生し、その対応要員の経費、さらには振込費用など、事務と費用の両面で負担増になること、また、減税の場合には、非課税や低所得で税額の少ない方々には恩恵が十分に届けられないことがデメリットとして挙げられます。次に、市民にとっては、減税であれば申請手続の必要がなく簡便である点がメリットになるのではないかと考えています。最後に、国が給付ではなく減税にした狙いは、国からの通知によると、物価上昇に起因する国民生活の負担感緩和のためには、国民の可処分所得を直接的に下支えする減税が最も望ましいと判断したとされています。